

農林水産省各地方農政局長
北海道農政事務所長
内閣府沖縄総合事務局長

殿

農林水産省輸出・国際局長
(公印省略)

「農林水産物及び食品の輸出証明書の発行等に関する手続規程」の別紙の
一部改正について

我が国からベトナム向けに輸出される水産食品の衛生証明書の発行等の手続については、「農林水産物及び食品の輸出証明書の発行等に関する手続規程」（令和 2 年 4 月 1 日付け財務大臣・厚生労働大臣・農林水産大臣決定。以下「手続規程」という。）の別紙 VN-S1「ベトナム向け輸出水産食品の取扱要綱」に基づき取り扱われているところ です。

今般、ベトナム政府により、ベトナム向け輸出水産食品のうち一部のものについては衛生証明書の添付が不要とされたことから、本要綱について、下記のとおり所要の改正を行い、令和 6 年 6 月 1 日付けで施行することとしましたので、御了知の上、対応方よろしくお願い します。

記

- 1 ベトナム向け輸出水産食品のうち一部のものについて衛生証明書の添付が不要となったことに伴う改正
- 2 その他所要の改正